

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間中の特定保健指導について

【委託医療機関】

- 特定健康診査の延期に伴い、健診当日の分割実施も延期となります。
- 現時点で特定保健指導を予約されている方については、予定どおり実施してください。
- 8/20に今月分の特定保健指導利用券(使用期間 R3. 8. 20～R4. 2. 28)を発送予定です。
自ら特定保健指導の申込をされた方には、感染予防を十分配慮した上で実施してください。
- 未利用者への利用勧奨(通知、電話等)は、緊急事態宣言期間中は停止し、宣言解除後に再開としてください。
- オンラインによる初回面談や電話やメールによる継続支援は、通常とおり実施してください。
- 二次検診については、特定健康診査同様、すでに予約を行っていた場合、取り消す必要はなく、双方合意の上で実施することは差し支えありません。
新規の予約受付は、宣言解除後より再開してください。